

※改正前問題の変更箇所には赤字，改正法対応による問題訂正箇所については青字で記載
※特段記載がない限り，改正後問題とは，令和 7 年司法試験民事系民法の出題基準となる，
2025 年（令和 6 年）1 月 1 日時点で施行されている現行法（民法）に基づく記載である。

第 17 問 選択肢ウ.

改正前問題：貸金等根保証契約は，主たる債務の元本の確定すべき期日の定めがない場合，
その効力を生じない。

改正後問題：個人貸金等根保証契約は，主たる債務の元本の確定すべき期日の定めがない場合
その効力を生じない。

・ポイント：改正により 465 条の 3 第 2 項の規定が新設され，以下の通りとなった。

「個人貸金等根保証契約において元本確定期日の定めがない場合には，その元本
確定期日は，その個人貸金等根保証契約の締結の日から 3 年を経過する日とす
る。」

第 18 問 設問文

改正前問題：指名債権の譲渡に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし
正しいものを組み合わせたものは，後記 1 から 5 までのうちどれか。

改正後問題：債権の譲渡に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし
正しいものは，後記 1 から 5 までのうちどれか。

・ポイント：旧法では「指名債権」と「指図債権」という 2 つの債権が明文されていました。

※指名債権：債権者が特定されている債権。誰に債務を履行すれば良いか明確であ
ったため，「指名」債権と名付けられていた。

改正により，指図「債権」に関する規定は廃止され，有価証券に関する規定に改
めたうえで指図「証券」とされたことにより，もはや債権名を二分する必要がな
いと考えられ，現行法 467 条では「指名」という文言が削除された（法制審議会
民法（債権関係）部会資料 74A13 頁参照）

その結果，後述のとおり，正答であった選択肢ウ. が，現行法では“正しいもの”
とはいえないため，問いを“正しいものは，後記 1 から 5 のうちどれか”に改め
た。

同設問 選択肢ウ.

改正前問題：未完成仕事部分に関する請負報酬金債権の譲渡について，債務者の異議をと
どめない承諾がされても，譲受人がその債権が未完成仕事部分に関する請負
報酬金債権であることを知っていた場合には，債務者は，その債権譲渡の承

諸後に生じた仕事完成義務不履行を理由とする当該請負契約の解除をもって
譲受人に対抗することができる。

改正後問題：選択肢削除

- ・ポイント：平成29年民法改正によって、「異議をとどめない承諾」の制度が廃止された。
そのうえで、改正前問題は、改正により廃止された異議をとどめない承諾の制度
についての理解を問う問題であったため、現行法に基づく限り不適切となる。
したがって、選択肢の文章自体を削除とした。

同設問 各選択肢内の記載内容変更

改正前問題：1. アウ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. エオ

改正後問題：1. ア 2. イ 3. 正しいものはない 4. エ 5. オ

- ・ポイント：前項の「ポイント」指摘のとおり、選択肢ウ. は削除された。他方で選択肢が5
つ存在することが現行司法試験民事系民法短答式試験の慣行であることから、そ
れを考慮し、選択肢3. を“正しいものはない”との選択肢へと修正した。

第 19 問 選択肢ウ.

改正前正答：○（正解）

改正後正答：×（不正解）

- ・ポイント：旧法では、「ただし、更改前の債務者の意思に反するときは、この限りでない」と
の文言が514条ただし書きに存在していた。しかし現行法ではただし書きの上記
文言が削除されたため、更改前の債務者の意思に反するときでも、債務者の交替
による更改をすることが原則通り可能となった。（詳細については、514条1項と
旧法514条ただし書きを比較・参照のこと）。

同設問 選択肢記載

改正前問題：1. アイ 2. アオ 3. イエ 4. ウエ 5. ウオ

改正後問題：1. ア 2. イ 3. ウ 4. エ 5. オ

- ・ポイント：前述のとおり、現行法では選択肢ウ. は誤りであるため、選択肢の内容を改め
た。

第 22 問 選択肢イ.

改正前問題：売買の目的物である未登記建物に隠れた瑕疵があることを理由に売買契約が
解除された場合、売主の代金返還義務と買主の建物返還義務とは、同時履行
の関係にある。

改正後問題：売買の目的物である未登記建物に**契約不適合があること**を理由に売買契約が解除された場合、売主の代金返還義務と買主の建物返還義務とは、同時履行の関係にある。

- ・ポイント：旧法では契約不適合のことを「瑕疵」という文言が用いられ、瑕疵担保責任の規定が置かれていた。しかし、現行法では瑕疵という文言を改められ、そのうえで瑕疵担保責任は、契約不適合責任へと改められた。

なお、派生点として、これによる改正箇所（例：権利行使の期間制限を定める現行法566条と旧法566条4項の比較）について深く知りたい場合は、お手持ちの基本書や現行法と旧法条文を比較し、確認願います。

第 24 問 選択肢イ.

改正前問題：Aは、Bに対し、平成31年4月10日、甲を引き渡したが、甲には売買契約の締結前から**隠れた瑕疵**があった。この場合において、その**瑕疵**の存在により契約をした目的を達することができないときは、Bは、売買契約を解除することができる。

改正後問題：Aは、Bに対し、平成31年4月10日、甲を引き渡したが、甲には売買契約の締結前から**種類又は品質に関する契約不適合**があった。この場合において、その**契約不適合**の存在により契約をした目的を達することができないときは、Bは、売買契約を解除することができる。

- ・ポイント：564条、541条、542条参照。瑕疵につき、前述第22問ポイント記載箇所参照
なお、精査担当者および司法試験合格者から、この問題については、「問題本来の出題趣旨から大きく外れることになってしまうから、問題削除が適切とかつて予備校で教わった。したがって、問題を修正せずに解答不能として処理するか、問題自体を削除すべきではないか」との意見があった。

しかし、そもそもの前提として、試験委員による本来の出題の趣旨たるものは、短答式試験の場合、公表されていない。

また、短答式試験は、個人の勝手な解釈で物事を決めるのではなく、あくまでも条文や判例の知識に基づき、正しい選択肢（解答）を選ぶことができるか否かを確かめる点にある。そうすると、条文や判例など問いに基づき正答を選ぶことができるかが求められるのであり、受験生が試験本番に、書かれてもいない「問題本来の出題の趣旨」とやらを自分勝手に導き、その趣旨からすると回答不能ゆえ、正答を選べない（ないし不正解となる）というのは本末転倒である。

当然であるが、「正解の選択肢を選べ」が短答式試験の出題の趣旨である。

したがって解答不能とはせず、条文や判例に則し、上記問題を採用した。

第 25 問 選択肢イ.

改正前問題：賃貸借の存続期間は、**20 年**を超えることができない。

改正後問題：賃貸借の存続期間は、**50 年**を超えることができない。

- ・ポイント：604 条1項前段。賃貸借の存続期間は、現行法では「50 年を超えることができない」とされている。そのうえで、旧法604条では「20 年を超えることができない」とされており、かつ当時はこの選択肢イ. は正解の選択肢とされていた。そのため、改正後問題でも正答の選択肢とするべく、現行法604条1 項前段の記載に基づき、50 年との表記に修正し、引き続き正解となる選択肢とした。
- なお、問題精査担当者らによると、市販の問題集等では、この選択肢イ. の存続期間の記載を「20 年」のままにしたうえで、本来の設問である「誤ったものを選べ」を、「正しいものを選べ」へと改題しているものも存在すると聞いている。本設問の解答解説を市販の問題集等で確認する際には、細心の注意を払っていただきたい。

第 26 問 選択肢ア. から選択肢オ. 全て

改正前問題：ア. 仕事の目的物に**重要でない瑕疵**がある場合において、その修補に過分の費用を要するときは、注文者は、請負人に対し、**瑕疵**の修補を請求することができない。

改正後問題：ア. 仕事の目的物に**契約不適合**がある場合において、その修補に過分の費用を要するときは、注文者は、請負人に対し、**目的物**の修補を請求することができない。

- ・ポイント：第22問の解説等で既に案内しているとおり、「瑕疵」は「契約不適合」へと表記を改めている。
- そのうえで、改正民法においては、修補に過分の費用を要する場合には、修補は取引上の社会通念に照らして履行不能であり、履行不能に関する改正民法412条の2第1項の規定が適用されると解されている（立法担当者）。
- すなわち、修補に過分の費用を要するという事実が認められるのであれば、その契約不適合は重大な程度に至っていると評価でき、そうすると、目的物の修補は取引上の社会通念に照らして「不能」の状態であるといえる。そのため、履行不能に関する412条の2 第1 項の要件を満たすこととなるから、注文者は請負人に対して修補を求めることはできない。
- したがって、契約の解除や損害賠償請求により解決されることになる。
- 以上より、選択肢ア. は正しい。

改正前問題：イ．仕事の目的物に**瑕疵**があり，その修補を請求することができる
場合であっても，注文者は，請負人に対し，**瑕疵の修補**に代わる損害
賠償を請求することができる。

改正後問題：イ．仕事の目的物に**契約不適合**があり，その修補を請求することができる
場合であっても，注文者は，請負人に対し，**目的物の修補**に代わる損害
賠償を請求することができる。

・ポイント：「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは，債権者は，これによって
生じた損害の賠償を請求することができる」（415条1項本文）。

選択肢イ．の記載によると，仕事の目的物に契約不適合があるため，「債務の本
旨に従った履行」がなされていないこととなる。

そして，請負契約についても，売買の契約が準用される（559条参照）。

したがって，注文者は本件請負人に対し，修補に代わる損害賠償の請求をするこ
とが可能となる（564条，562条1項）。

以上より，選択肢イ．は正しい。

改正前問題：ウ．仕事の目的物の**瑕疵**が注文者の与えた
指図によって生じたときは，請負人は，その指図が不適當であることを
知りながら注文者に告げなかったときであっても，**瑕疵担保責任**を負わ
ない。

改正後問題：ウ．仕事の目的物の**種類又は品質に関する契約不適合**が，注文者の与えた
指図によって生じたときは，請負人は，その指図が不適當であることを
知りながら注文者に告げなかったときであっても，**契約不適合責任**を負
わない。

・ポイント：636条ただし書きの知識を問う問題。

民法636条「請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的
物を注文者に引き渡したときは，注文者は，注文者の供した材料の性質又は注文
者の与えた指図によって生じた不適合を理由として」，契約不適合責任の請求及
び契約の解除をすることができない（以上，同条本文参照）。

「ただし，請負人がその材料又は指図が不適當であることを知りながら告げなか
ったときは，この限りでない。」

本件の請負人は，その指図が不適當であることを知りながら注文者に告げなかっ
た。したがって，請負人は契約不適合責任を負うこととなる。

以上より，選択肢ウ．は誤りである。

改正前問題：エ．建物の建築の請負において，注文者による**瑕疵**修補の請求は，建物が完
成した時から1年以内にしなければならない。

改正後問題：エ．建物の建築の請負において、**目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合**、注文者による**目的物の修補**の請求は、建物が完成した時から 1 年以内にしなければならない。

・ポイント：637条 1 項の知識を問う問題

民法637条 1 項「前条本文に規定する場合において、注文者がその不適合を知った時から 1 年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求～をすることができない。」

すなわち、同条より起算点は仕事完成時ではなく、注文者が契約の目的物がその内容に適合しないものであることを「知った時」であることがわかる。

したがって、“建物が完成した時から” 1 年以内ではない。

以上より、選択肢エ．は誤りである。

改正前問題：オ．請負人は、**瑕疵担保責任**を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実については、その責任を免れない。

改正後問題：オ．請負人は、**担保責任**を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実については、その責任を免れない。

・ポイント：民法572条の知識を問う問題。なお請負契約にも準用される点については、559条を参照願います。

民法572条「担保の責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実～については、その責任を免れることができない」

本件は同572条に規定する場合にあたり、請負人はその責任を免れない。

以上より、選択肢オ．は正しい。

第 30 問 選択肢エ

改正前問題：改正前：女性は、前婚の解消の時に**懐胎していなかった場合には**、前婚の解消の日から起算して 100 日以内であっても、再婚をすることができる。

改正後問題：改正後：女性は、前婚の解消の時に**懐胎していたか否かにかかわらず**、前婚の解消の日から起算して 100 日以内であっても、再婚をすることができる。

・ポイント：令和 4 年改正により、女性の再婚禁止期間の規定が廃止されました（旧733条）
その結果、前婚の解消の時に懐胎していたか否かによらず、現行法の下では、再婚をすることが可能となっています。

第 34 問 選択肢オ．

改正前問題：遺産分割後に遺産である建物に**隠れた瑕疵**があつ

たことが判明した場合であっても、その建物を遺産分割により取得した相続

人は、他の相続人に対し、**瑕疵担保責任**を追及することができない。

改正後問題：遺産分割後に遺産である建物に**遺産分割協議の合意内容と異なる部分**があったことが判明した場合であっても、その建物を遺産分割により取得した相続人は、他の相続人に対し、**担保責任**を追及することができない。

- ・ポイント：遺産分割は契約ではないため、「契約不適合」という文言は不適切となる。他方で遺産分割協議の合意と遺産分割は別の概念であるため、ただ単に瑕疵を不適合と置き換えるのではなく、問題文の内容に則して加筆・修正した。なお、改正前同様、本選択肢は誤りである（共同相続人間の担保責任につき、911条参照）。